

AM&T アジア・新興国 Legal Update

CONTENTS

- 1 【インドネシア】飲食店のフランチャイズ事業規制の改正
- 2 【ブラジル】サンパウロ州が固形廃棄物に関する環境法関連の調査を開始

.....

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令・規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

.....

1 【インドネシア】飲食店のフランチャイズ事業規制の改正

飲食店のフランチャイズ事業に関して、2013年2月11日付けで 商業大臣規則 2013年第7号(07/M-DAG/PER/2/2013)(「本規則」)が発効された。

本規則の対象となる業態は、レストラン(調理設備を備えるもの)、食事場所(調理設備を備えないもの)、バー・喫茶店及びカフェ(以上総称して「飲食店」)。本規則により、国内における営業権のライセンスを付与する企業(フランチャイザー)及び同ライセンスを付与される企業(フランチャイジー)は、自社で保有又は運営する直営店の店舗数が上限 250 店舗に制限される。251 店舗目からは、(1)さらに他社に営業権のライセンスを付与するか(サブ・フランチャイジーの選定)、又は、(2)他社との資本参加提携の形態を取る(フランチャイズ店の資本の 30%又は 40%以上を他社に保有させる)必要がある。既に 250 店舗を超える飲食店を展開しているフランチャイザー又はフランチャイジーは、本規則の発効日から 5 年以内に本規則を遵守することが求められる。以上に違反した場合には、フランチャイズ事業登録の一時停止や抹消等の罰則が課される。

また、本規則は、サブ・フランチャイジーや資本参加提携する他社の選定の際に、インドネシアの国内中小事業者を優先することを義務付ける。さらに、飲食店のフランチャイザー又はフランチャイジーは、原則として最低 80%の国産原料及び設備を使用することが義務付けられる。

この点、昨年施行されたコンビニエンス・ストア等小売店舗のフランチャイズ事業に関する規制(2012年10月29日付け商業大臣規則 2012年第68号)と同様、本規則の背景には、国内中小事業者によるフランチャイズ事業への参入を促進する政府の意向が存在する。(なお、小売業に関する規則では、直営店舗数の制限は上限 150 店舗。)

現地報道等によると、現時点で本規則の影響を直接受けているのは、米国の大手ファーストフードチェーン等一部の飲食店に限られているとのことだが、今後日系企業の進出が進むことも考えられるため、規制の動向には留意する必要がある。

弁護士 池田 孝宏 (Roosdiono & Partners 出向中)
takahiro.ikeda@amt-law.com

2 【ブラジル】サンパウロ州が固形廃棄物に関する環境法関連の調査を開始

ブラジルにおける環境規制は非常に厳格なことで知られているが、固形廃棄物の処理に関する枠組みは、2010年に制定された「固形廃棄物に関するナショナル・ポリシー」(Política Nacional de Resíduos Sólidos / National Policy on Solid Waste; PNRS)により規定されている。同法の下では、固形廃棄物の統合された処理が求められるとともに、製造業者、輸入業者、ディストリビューターや小売業者、都市部における公衆衛生や固形廃棄物の管理サービスを提供する公共機関の間での責任の分担が求められる。

PNRSの下では、電子機器や電池等に関する一定の産業分野に属する事業者は、固形廃棄物の排出量を最小化するとともに、これらの製品のライフサイクル期間中における人体や環境への影響を抑えるために、適切な回収プログラムの構築及び導入を義務付けられている。また、いくつかの産業分野では、PNRSの規制を遵守するために、具体的な回収プログラムの構築の検討を始めているのみならず、環境法規制当局との間でも、具体的なアクションプランに関する議論が行われている。さらに、ブラジルのいくつかの州及び地方自治体においては廃棄物の処理に関する独自の法律が制定されており、これらの法律の中には連邦政府レベルの規制であるPNRSよりも厳しい規制内容となっているものもある。

新法の遵守を徹底させるため、既にブラジルにおけるいくつかの州の検察庁(Public Attorneys Offices)が同法違反に関する民事訴訟及び行政手続きを開始していたが、今般、サンパウロ州においても、連邦法及び州法レベルでの固形廃棄物の処理に関する規制の遵守状況を調査するため、日本企業のブラジル現地法人を含む複数の企業に対して調査手続きが開始された。ブラジルでは環境法違反に対しては厳格な責任が課せられる可能性があるため、上記の調査に対しては、ブラジル環境法の専門家の助言を得ながら、慎重な対応をする必要がある。

(注)本ニュースレターの内容については、ブラジルの法律事務所であるマツス・フィーリョ・ヴェイガ・フィーリョ・マレイジュニア・アンド・キロガ法律事務所(Mattos Filho, Veiga Filho, Marrey Jr. e Quiroga Advogados)より情報提供を受けております。

弁護士 角田太郎
taro.tsunoda@amt-law.com

□ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)、龍野 滋樹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)又は福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

□ 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、asia-ec-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

.....



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー

Tel: 03-6888-1000

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>